

事 務 連 絡
平成30年（2018年）7月10日

障害福祉サービス事業所
障害児通所支援事業所
指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所
管理者 様

宝塚市 障害福祉課長

サービスの実績記録票の提出方法の変更について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて現在、障害福祉サービス事業所等が国民健康保険団体連合会へ請求する根拠となる、実績記録票のコピーを当課へ提出いただいているところですが、この度厚生労働省より「相談支援事業所の適切なモニタリングの推進に取り組むこと」とされたことから、提出方法について下記のとおり変更することといたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 変更内容

平成30年度より「モニタリング時期以外にも、サービス提供事業所は相談支援事業所へ実績を定期的に報告すること」とされました。それに伴い、本市の取り扱いを以下のとおり変更します。

【現 行】サービス提供実績記録票等の写しを、サービス種類に関わらず全事業所、毎月『宝塚市障害福祉課』へ提出

【変更後】**サービス提供実績記録票の写しの提出について**

① 訪問系サービス事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等）は、サービス提供者を確認する必要があるためこれまで通り、毎月宝塚市障害福祉課へ提出してください。

訪問系以外のサービス事業所【日中活動系サービス（生活介護・就労移行支援・就労継続支援・障害児通所支援等）や、共同生活援助、施設系サービス等】は当通知以後、**宝塚市障害福祉課への提出は不要**です。なお、契約内容報告書についてはご提出ください。

② 指定特定（障害児）相談支援事業所から貴事業所へ実績報告の求めがあった場合は、実績を報告してください。また報告の際、原則として実績記録票の写しの提供をお願いいたします。

2 留意事項

① の訪問系以外のサービス事業所について、請求書・明細書の写しを市に提出いただいている事業所もございましたが、実績記録票と同様、請求書・明細書につい

でも今後提出不要です。

- ② について、指定特定（障害児）相談支援事業所の作成する「サービス等利用計画」に沿った支援が行われているか適正化の観点から、実績の報告についてご協力のほどお願いいたします。

3 その他

今回の変更によって、訪問系以外のサービス事業所は、今後市への実績記録票の提出は不要になりますが、市が必要と判断した場合、計画相談支援事業所及び貴事業所へ実績記録票等の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援等）の取り扱いに変更はございません。

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所 障害福祉課 Tel 0797-77-2077
